

熊本県からのお知らせ

新型コロナウイルス関連情報

基本的な感染防止対策を徹底しましょう!

マスクの着用(不織布マスクを推奨)やこまめな手洗い、手指消毒、換気といった基本的な感染防止対策をお願いします。なお、マスクの着用を推奨する場面などが明確化されました。(右表を参照)
また、わずかでも発熱などの症状がある場合は、すぐに医療機関を受診してください。受診する医療機関に迷う場合は、発熱患者専用ダイヤル(TEL:0570-096-567)へご連絡ください。

発熱等の症状がある場合の医療機関の受診について

【マスクの着用を推奨する場面・必要としない場合】

	他者との距離(2m以上)が確保できる		他者との距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話をを行う	着用を 推奨	着用の 必要なし	着用を 推奨	着用を 推奨
会話をほとんど行わない	着用の 必要なし	着用の 必要なし	着用を 推奨	着用の 必要なし

※高齢者などとの面会時や病院内など、重症化リスクの高い人と接する場合には、マスクの着用を推奨。
※2歳未満の子どもの着用は推奨されない。

2歳以上でも、就学前の子どもは、他者との距離にかかわらず、マスクの着用を一律には推奨しない。



マスク着用の考え方について



©2010 熊本県 くまモン

新型コロナワクチン関連情報

ワクチン接種を希望される方は、ご自身やご家族等身近な大切な人を守るためにも、早めの接種をお願いします。ワクチンに関する疑問にお答えするQ&Aを、熊本県および厚生労働省のホームページに掲載しています。ワクチンに関する正確な情報を知り、今後も一人一人が感染予防を心掛けましょう。

熊本県



厚生労働省



TOPICS

【避難所へ避難する際の注意事項(新型コロナウイルス感染症への対策)】

今年も梅雨時期を迎え、大雨などの自然災害への備えが重要となる季節となりました。避難することになった場合、避難先で感染症対策を徹底することが重要となります。避難所へ避難する方は、次の4つを心掛けましょう。



- ①マスク、タオル、体温計、常備薬、食料などを持参しましょう。
- ②避難所内では、こまめな手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染対策を徹底しましょう。
- ③身の回りの物品は、定期的に、また汚れに気づいたときに、家庭用洗剤で清掃するなど、清潔に保ちましょう。
- ④発熱、咳などの症状が出た方や体調が優れない場合は、すぐに避難所運営スタッフに申し出ましょう。

【梅雨期～夏季にかけて熱中症に注意】

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温が高い日が続くこれらの時期は、熱中症対策が必要です。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防もこれまで以上に心がけましょう。



「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

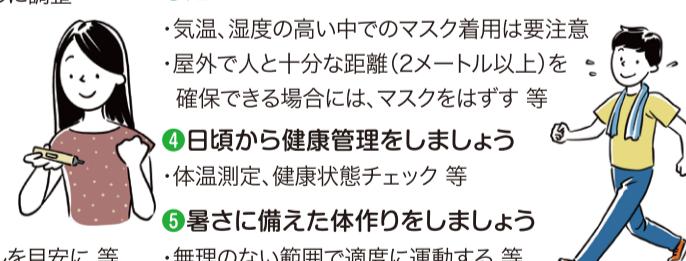
①暑さを避けましょう

- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や気温が高い時間帯は無理をしない等



③こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・水分は1日あたり1.2リットルを目安に等



②適宜マスクをはずしましょう

- ・気温、湿度の高い中のマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす等

④日頃から健康管理をしましょう

- ・体温測定、健康状態チェック等

⑤暑さに備えた体作りをしましょう

- ・無理のない範囲で適度に運動する等

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県広報グループ「県からのたより」係 TEL.096-333-2027 FAX.096-386-2040 MAIL.kouhou@pref.kumamoto.lg.jp

▼ここから下の段は **広告** です。広告の内容については、広告主へお問い合わせください。広告掲載については、株式会社ジチタイアドまで。☎092-716-1401

ご存じですか？

B型肝炎給付金

?

私の
な
か
な
あ
B型
肝炎
給付
金？

電話して
みよう！

給付金の例	
死亡・肝がん・	3600万円
肝硬変(重度)	
肝硬変(軽度)	2500万円
慢性B型肝炎	1250万円
無症候性キャリア	50万円
※その他症状に応じて支給	

相談件数 13,000件以上
(令和4年4月末現在)

B型肝炎ウイルスに感染している

昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ

上記2つとも当てはまる方は、症状に応じた額の給付金を国から受け取れる可能性があります。また、給付金を受け取った方は、将来もし症状が進行してしまっても追加分を受け取ることができます(亡くなった場合は相続人が受け取ることができます)。

ただし、給付金を受け取るには国に請求する必要があります、請求には期限があります。お早めにご相談ください。

無料電話相談 0120-918-862

〔受付：月～金曜日(祝日は除く) 9時～17時30分〕

東京弁護士会所属 / 弁護士法人マイタウン法律事務所 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビルディング6階